

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第35号

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥取市水道事業給水条例（昭和48年鳥取市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項の表中「460円」を「840円」に、「1,250円」を「1,950円」に、「2,120円」を「3,160円」に、「6,500円」を「9,400円」に、「11,200円」を「16,700円」に、「30,400円」を「43,900円」に、「62,000円」を「88,000円」に、「170,000円」を「240,000円」に、「350,000円」を「400,000円」に、「46円」を「52円」に、「100円」を「104円」に、「134円」を「139円」に、「161円」を「166円」に、「200円」を「202円」に改める。

第25条中「148円」を「165円」に改める。

第31条第1項中「新設」の次に「(当該給水装置の新設について鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例（平成10年鳥取市条例第1号）の規定に基づく分担金が賦課されている場合を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日後（施行日以後最初の定例日に、水道の使用の承認を受け、かつ、使用をやめた場合にあっては、同日）に、計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に、計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。